

蓄電池に係る安定供給確保を図るための取組方針改定（案）についての  
意見の募集の結果について

令和6年3月25日  
経済産業省  
商務情報政策局  
情報産業課電池産業室

「蓄電池に係る安定供給確保を図るための取組方針（案）」について、令和6年1月31日から同年2月29日まで意見公募手続を実施しました。  
提出意見と提出意見を考慮した結果については以下のとおりです。

	御意見	御意見に対する考え方
1	<p>蓄電池はライフタイムの比較的長い製品であることから、規格品の蓄電池(例：18650 等)について一定数の流通在庫を確保することを支援する施策だけで経済安全保障上の懸念(リスク)を軽減することは可能であると考えます。</p> <p>蓄電池メーカーにむやみに補助金を流し込むような施策は有効性の点で疑義があるしそういう施策は産業育成政策などの対策で真正面から取り組むべきであると考えます。</p>	<p>御意見を頂戴した安定供給確保取組方針は、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律(令和4年法律第43号)第8条第1項の規定に基づき、特定重要物資又はその生産に必要な原材料等に係る安定供給確保を図るために定めるものです。安定供給確保取組方針に基づき認定された認定供給確保計画に沿って実施される取組は、安定供給確保支援独立行政法人基金からの助成金に基づく取組以外も含め、様々な取組を実施することになります。</p> <p>なお、蓄電池は、広く我が国の国民生活や経済活動が依拠し、かつ代替困難性も認められる、経済安全保障上重要な物資であり、必要な供給能力を国内に整備しない限り、将来的に供給を特定国に過度に依存するおそれがあると考えております。この中で、本施策において、蓄電池の外部依存性や供給途絶リスクに鑑み、早急に安定供給確保を図るため、国内製造基盤や技術の強化を支援することが重要と考えております。</p>
2	<p>鉛蓄電池は電力・通信基地局用バックアップ電源など産業活動のさまざまな場面で、電源装置と組み合わせて使用されています。</p> <p>日本各地で多発している地震や洪水などの大きな災害に伴い、ビルや公共施設などの電源のバックアップシステムの重要性が見直され、産業用鉛蓄電池に求められる品質と信頼性はますます重要なものとなっています。</p> <p>鉛蓄電池はリチウム電池と比較して特に安全性に優れており、万が一の発煙・発火のリスクが極めて低いという特徴があることに加え、他の種類の蓄電池よりも比較的成本パフォーマンスが高く、初期投資費用を抑えることが可能になります。</p> <p>尚、原材料の鉛に関しては約99%リサイクルが可能で、環境負荷が低い電池と言えます。</p> <p>弊社エンテックアジア株式会社は電池工業会の賛助会員で、電力・通信基地局用バックアップ電源として重要な役割を占める鉛密閉蓄電池用セ</p>	<p>本施策は、蓄電池の外部依存性や供給途絶リスクに鑑み、早急に安定供給確保を図るため、国内製造基盤や技術の強化を支援するものです。</p> <p>現在、リチウムイオン電池は車載用・定置用蓄電池として世界的に需要が急拡大しており、これに伴い供給途絶リスクが高まっているため、本施策により措置を講じることとしています。</p> <p>鉛蓄電池は、長寿命性やリサイクル性などの長所があり、引き続き様々な用途で利用されておりますが、供給途絶が起こった場合の経済活動への影響の大きさにおいて、現時点で特別に措置が必要な段階とは認められないため、対象に含めないこととしています。</p>

	<p>パレーターをガラス原料から最終製品まで一貫生産し国内バッテリーメーカー各社へ供給をしている国内唯一のセパレーターメーカーです。</p> <p>特に近年の災害時における電力・通信基地局電源確保の重要な役目を担い、将来に亘りこの使命を全うすべく安定供給を目的に生産設備の拡充投資を検討中です。</p> <p>このように現状の社会インフラを支える重要な鉛蓄電池も「蓄電池に係る安定供給確保を図るための取組方針」の対象に加え頂けることを要望致します。</p>	
3	<p>太陽電池で業界団体の言いなりに補助金ばらまいて、結局最後は中国に根こそぎ技術を持っていかれたということの反省はどこかにありますでしょうか。</p> <p>「特定国」やその友好国に、また都合のいいときは同盟国の同盟国のツラをしているがすぐに「特定国」側に吸い寄せられるような本邦において、こういった「信用できない」国々に振り回されずにやっていくのかという意志が感じられません。</p> <p>綺麗事や言葉遊びではなく、こういった国々に囲まれていることを前提に、強いメッセージを含んだ「取組方針」とされることを希望します。</p>	<p>蓄電池について、日本は技術的優位により初期市場を確保したものの、市場が拡大するに連れて足下の日本のシェアは低下し、日本において蓄電池の供給を外部に過度に依存するおそれが出てきており、この状況が続けば、さらに外部依存度が上昇し、日本の製造基盤が失われるおそれが大きいほか、世界的に蓄電池の需給ひっ迫が発生すると、自国・自地域内への蓄電池供給が優先され、日本への供給が途絶するリスクに晒される可能性が高いと考えております。</p> <p>このような背景を踏まえ、本施策において、蓄電池の国内における安定供給を確保するべく、蓄電池・蓄電池部素材・蓄電池製造装置の国内製造基盤や技術の強化を支援することとしています。</p> <p>この際、認定計画の対象を、大規模な製造基盤の整備を行おうとする取組、現に国内で生産が限定的な蓄電池部素材の製造基盤の整備を行おうとする取組、固有の技術を用いて生産するもので製造基盤の整備を行おうとする取組又は競争力を高めるための取組と併せて蓄電池製造装置の製造基盤の整備を行おうとする取組に限定することで、製造基盤や技術の優位性や国際競争力を担保しつつ、蓄電池の国内における安定供給確保を確実に実施してまいります。</p>
4	<p>「第1章 第1節 蓄電池を取り巻く環境 (2) 外部依存性 イ 蓄電池素材」に関して、海外、特に中国の蓄電池部素材のコスト競争力の強さを以下のような内容で強調する必要があると思います。</p> <p>中国メーカーは、長年にわたり政府の援助を受け蓄電池部素材のサプライ</p>	<p>御意見を頂戴した安定供給確保取組方針は、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律(令和4年法律第43号)第8条第1項の規定に基づき、特定重要物資又はその生産に必要な原材料等に係る安定供給確保を図るために定めるものであり、補助率など個別の施策を規定するものではありません。安定供給確保取組方針に基づき認定された認定供給確保計画に沿って実施</p>

	<p>イチェーンを構築した結果、圧倒的なコスト競争力を有するため、日本メーカーが国内において新たに設備投資を行っても太刀打ちできない（中国品は日本品に比べコストが半分）環境です。その結果、令和3、4年の補助金において、蓄電池部素材メーカーの申請が少なかったため、部素材の市場環境に応じた補助率を検討する必要があります。</p> <p>このような対応をしないと、蓄電池工場はできたものの部素材工場が大幅に不足し、国内サプライチェーン構築の目的は達成できない状況に陥りかねない。</p>	<p>される取組は、安定供給確保支援独立行政法人基金からの助成金に基づく取組以外も含め、様々な取組を実施することになります。</p> <p>なお、日本の蓄電池部素材については、品質面で優位性を持ち、一定のシェアを持つ材料もあるものの、海外がコスト面に加え、品質面でも追い上げており、全体としてサプライチェーンの他国依存傾向が強まりつつあると認識しております。</p> <p>この認識のもと、大規模な生産拡大投資を計画する、または現に国内で生産が限定的な部素材や固有の技術を有する蓄電池・蓄電池部素材の製造事業者に対し、設備投資・生産技術開発の支援を講ずることによって、製造能力の強化、サプライチェーンの維持・拡大を図ることとしています。</p> <p>昨年も、正極活物質や負極活物質をはじめとする様々な蓄電池部素材の供給確保計画を認定しており、引き続き、上記の支援を通じて、蓄電池・蓄電池部素材の安定供給確保を図ってまいります。</p>
5	<p><b>P26</b> 第6節(3)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「コア技術」が定義不明瞭なため、事例を提案いただきたい。</li> <li>・「コア技術」は時間とともに陳腐化するが、5年間など期限設定が必要ではないか。</li> </ul> <p><b>P27</b> 第6節(3)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・〈他者又は他国に対する行為〉において、「コア技術」を用いた品目の製造能力が10%を超える割合で増強する場合を行為例として記載がある。生産能力比率(%)で制限をかけるのは意味がないため、「コア技術」を用いた品目の製造能力を増強するだけで比率制限を記載する必要はないのではないか。</li> </ul>	<p>コア技術とは、「供給確保計画の認定の対象とする取組における生産に有用かつ中核的な技術及び供給確保計画の認定の対象とする取組における当該取組の成果である技術であって公然と知られていないもの」です。具体的なコア技術の例は、生産する品目や安定供給確保計画ごとに異なるため、一概に示すことは困難ですが、例えば、企業が蓄電池の先端性を実現するために有する固有の技術などが該当します。供給確保計画の検討に当たって、「コア技術」に該当するか否かの判断に迷う場合には、経済産業省にお問い合わせください。</p> <p>技術の陳腐化等によりコア技術の要件（供給確保計画の認定の対象とする取組における生産に有用かつ中核的な技術及び供給確保計画の認定の対象とする取組における当該取組の成果である技術であって公然と知られていないもの）に該当しなくなった時点で、本規定は適用されなくなります。</p> <p>特定国において、現状コア技術を用いた生産設備が存在しない場合は、わずかな量でも生産設備を新設するときには10%以上の設備増強とみなされます。こ</p>

		<p>れは、まさに特定国への技術移転を防止するためです。</p> <p>一方、既に特定国において、コア技術を用いた生産設備が存在している場合、コア技術の技術移転自体は生じてしまっているおそれがあるため、わずかな設備増強の場合をも経済産業省への事前相談の対象とすることは、企業行動に対する過度な制約となるおそれがあるため、「取組対象物資の外部依存・供給途絶に陥る蓋然性が高まる」かどうか、という観点から、他国における同様のルールも参考に、10%という閾値を設定したものです。</p>
6	<p>5頁②</p> <p>そうならないんじゃないか。EV等の電化拡大に伴って車載用ともある○市場が、定置用についても、足下では1割程度とあるが、そんなに車載用はすごいなるんか。21年度で1.5%とあるが、50年8トン以下、30年に20~30%、乗用車35年100%との目標わ、1.5%に比べ、8t以下は主に大型の路線バス、マイクロ送迎バス等、乗用車はほとんどなく、きゅうきゅう車両かタクシーぐらいなのでわりあいもぐんと下がって8t以下とならない大型バスの通用</p> <p>乗用車に関してもわずか数%だそう、の目標を掲げる家庭用に関しては、主に発電所で湯沸かすのはアルコールでもいいくらい</p> <p>6頁(2)の①ア</p> <p>低下により、今後EV、PHEVの生産拡大ともならない、だから調達量もそんな、海外の自動車メーカーも代替に切り替えることが大切。</p> <p>②のカーボンニュートラル50年も電動化よりクリーンエタノールディーゼル、天然ガスのかわりにつかっていく合成燃料のと、その頃には切り替えつつあるんや、っていることだろう、エタノール車も発達しているかもしれないアブラヤも製造され○○○○よりなら10%製油混ぜといてもよい。そんな見込まれなくても</p>	<p>貴重な御意見として承ります。</p>

8 頁

中国も NEV も E〇〇をとりよせたらいい。給油口をつくる

9 頁イ

EV 等の需要もフレックス車を取り入れ路線バスやタクシーなどの客車のみきゅうきゅう車両を除く

〇〇費も安くすむしあがる

1 2 頁

あんまり難しいので EV 等に搭載されるも特定の車両だけにしたらいい、バスタクシーきゅうきゅう車

※一部判読が困難な箇所は、伏せ字にしています。